

平成29年度 社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会 特定嘱託職員 募集要項

下記主要業務を行う特定嘱託職員の募集を行います。

主要業務内容	福祉人材センター におけるキャリア支援業務		地域生活定着支援センター及び評価事業 におけるコーディネート業務	
	福祉分野の求人・求職のマッチングや就労支援を行うとともに、ハローワークでの出張相談や福祉関係養成校との連携等、人材確保に関する業務を行う。		福祉の支援を必要としている矯正施設退所予定者等への支援、福祉サービスの質の確保と向上を目指した地域密着型サービス外部評価事業及び福祉サービス第三者評価事業に関する調整・事務等を行う。	
応募資格	必須	社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・介護支援専門員のいずれかを取得している者		社会福祉士・精神保健福祉士のいずれかを取得している者
	優先	職業紹介責任者講習を修了している者		地域密着型サービス評価調査員養成研修・福祉サービス第三者評価調査者養成研修のいずれかを修了している者
		福祉・介護事業所における勤務経験を有する者／パソコンの基本操作（文書作成等）ができる者		
募集人数	若干名		若干名	
募集期間	平成29年12月18日（月）～平成30年1月31日（水）			
雇用条件	(1) 雇用形態	特定嘱託職員（業務専門員）		
	(2) 雇用期間	平成30年4月1日から平成31年3月31日まで ※更新することがあります。		
	(3) 勤務時間等	原則として月～金曜日の8時30分～17時15分（休憩1時間） ※変形労働時間制により休日を別の日に振り替えることがあります。		
	(4) 勤務地	愛媛県総合社会福祉会館（松山市持田町三丁目8番15号）		
賃金及び福利厚生等	(1) 基本給	150,000円～ ※基本給への加算（最大45,000円：本会換算表における経験年数による）及び昇給制度あり		
	(2) 賞与	年2回／4.5か月分（在職期間による基準あり）		
	(3) 諸手当	有（扶養、通勤、住居、時間外等）		
	(4) 保険等	有（雇用、労災、健康、厚生）		
	(5) 休暇等	有給休暇（最大20日間）、特別休暇（夏期休暇）		
	(6) その他	福利厚生センターへの加入等		
選考方法	(1) 書類選考	選考結果を平成30年2月7日（水）までに通知します。		
	(2) 筆記試験	平成30年2月14日（水）書類選考合格者に別途通知します。		
	(3) 面接試験	筆記試験合格者に別途通知します。		
応募方法	希望する主要業務を明記の上、「特定嘱託職員応募用紙」（写真貼付）に必要事項を記入し、下記事務局まで送付又は提出してください。※平成30年1月31日（水）必着			
その他	下記に該当する場合は応募できません。 (1) 普通自動車免許（AT限定可）未取得者 (2) 日本国籍を有しない者 (3) 次の①～⑤に該当する者 ①成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む） ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ③前職等において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ④日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 ⑤暴力団又はその構成員等			
問合せ先	社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会・経営管理課（担当：萩森・篠原・木口） 〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館2階 TEL 089-921-8344 FAX 089-921-8939 メール keiei@ehime-shakyo.or.jp URL http://www.ehime-shakyo.or.jp/			